

## 事業所母集団データベースの利活用の推進について

総務省として、第 196 回国会（常会）（会期：平成 30 年 1 月 22 日～6 月 20 日）に以下の法律案を提出予定。

件名：

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案

要旨：

公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講ずる。

（3 月上旬国会提出予定）

〔参考〕現行統計法条文（抄）

（事業所母集団データベースの整備）

第 27 条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第 25 条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
- 二 事業所に関する統計の作成